

各単位 P T A 会長 様
各小中学校長 様

熊本県 P T A 連合会
会長 中村 慶治
(公印省略)

平成 2 8 年度夏休み期間中のプール開放時の安全確保について (依頼)

初夏の候、みなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、今年度も夏休みを前に、各単位 P T A を中心にプール開放に向けて準備を進めておられるところと思います。

毎年、全国では水難事故が後を絶たず、特に、プールにおける児童生徒の死亡事故が発生しております。

水泳等の事故防止については、平成 2 8 年 5 月 1 8 日付け教体第 1 5 2 号で熊本県教育委員会から各教育事務所を通じて、通知があり、各学校長におかれましてはすでに対応していただいているところです。

つきましては、夏休み期間中のプール開放時の安全確保のため、上記通知について、P T A 会員及び関係各位へ周知徹底いただき、十分参考にしたうえで万全な体制で実施されますようお願い申し上げます。

なお、下記のことについて、プール監視者をはじめ関係各位へ周知いただくとともに、事故を未然に防ぎ、子どもたちにとって安全で楽しいプール開放ができますようよろしくお願いいたします。

また、学校におかれましては「水泳等の事故防止について (通知)」の内容に関し、保護者等のプール監視者への積極的なご指導、ご助言を併せてよろしくお願いいたします。

記

- 1 夏休みのプール開放は、それぞれの P T A が学校からプールを借用し実施するものです。よって学校管理下ではなく、すべての責任は P T A にあることをご承知おきください。
- 2 監視の際の留意事項としては、以下の通りとします。
 - (1) 監視業務を外部に委託する場合は、監視役は、水泳指導や監視の有資格者、心肺蘇生法等の講習会受講者など緊急時に適切な処置を講じることができる者を P T A で責任を持って配置してください。
 - (2) P T A 主催のプール開放の場合は、保護者等のプール監視者に対し、事前にプールの監視方法や救急救命法の講習会を実施し、安全対策の徹底に万全を期すようお願いいたします。
 - (3) 十分な監視体制がとれない場合は、プールの使用を中止してください。
- 3 緊急時の準備として、十分な数の大人の確保や連絡方法の確認 (携帯電話の所持、職員室・医療機関・保護者への連絡体制) など、単位 P T A で作成されたマニュアル等に基づき再確認し、児童生徒の安全確保に万全を期してください。
- 4 プール (学校) までの往復や水泳中、休憩中の熱中症対策についても、十分にご配慮をお願いいたします。
- 5 プール開放中は必ず A E D をご準備ください。また、緊急時に使用できるように事前の点検や使用方法等の講習も併せて行ってください。
- 6 P T A 共済制度、賠償保険などへの加入の有無の確認をよろしくお願いいたします。事故の発生を防止するものではありませんが、万が一の時への備えにもご配慮いただき、事故を未然に防ぐために万全な準備と対策をお願いいたします。

熊本県 P T A 連合会事務局

T E L 0 9 6 - 3 5 4 - 5 9 1 9

F A X 0 9 6 - 3 5 4 - 5 9 1 3

<http://www.kumamoto-pta.com/>



教体第152号
平成28年5月18日

各教育事務所長 様

教 育 長

水泳等の事故防止について（通知）

このことについて、スポーツ庁次長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、各学校や公営のプールにおける事故を未然に防止するため、貴管内の各市町村教育委員会及び各小・中学校（八代教育事務所は、八代支援学校を含む。）へ趣旨を周知するとともに、特に水泳指導の際の安全管理、安全指導においては、スポーツ庁からの通知及び下記事項に留意し、事故防止の徹底と安全管理に万全を期すよう指導願います。

記

- 1 プールにおける水泳指導に当たっては、安全面に十分配慮しながら、児童生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力や適性に応じた指導に努めること。
特に、これまで、水泳指導時に発生した死亡事故が、単元の最初の授業や1校時目の授業で多く起きていることから、水温、気温などの気象条件や時間帯を考慮するとともに、児童生徒の日常の健康状態には十分に留意すること。
なお、自己の生命を守るため、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、各学校の実態に応じて取り扱うこと。
- 2 スタート側端壁前方6.0mまでの水深が1.35m未満のプールは、スタート台の使用をしないこと。ただし、部活動に限り日本水泳連盟のガイドラインの基準内であれば使用してよい。
- 3 小学校の体育の授業及び中学校の保健体育の授業においては、学習指導要領に基づき水中からのスタートを指導するものとする。なお、高等学校の保健体育の授業及び運動部活動においては、スタート台を使用するしないにかかわらず、段階的な指導をより徹底するとともに、必ず指導者の監督の下で実施すること。
- 4 事故が発生した場合は、現場から速やかに職員室や医療機関等へ連絡できる体制を整えておくとともに、校長を中心として迅速かつ適切に対応すること。
- 5 プールをPTAや他団体等の利用に提供する場合は、その責任者と指導や管理等について事前に入念な打合せを行う他、監視にあたる者については、研修等において資質を高めるよう努めること。
また、PTA等主催団体が監視業務を外部委託する場合は、平成24年8月1日付け教体第576号を参考とし、外部委託する場合の留意点を確認して事故防止の徹底と安全管理に万全を期すこと。

体育保健課学校体育係 担当：原田

TEL 096-333-2711

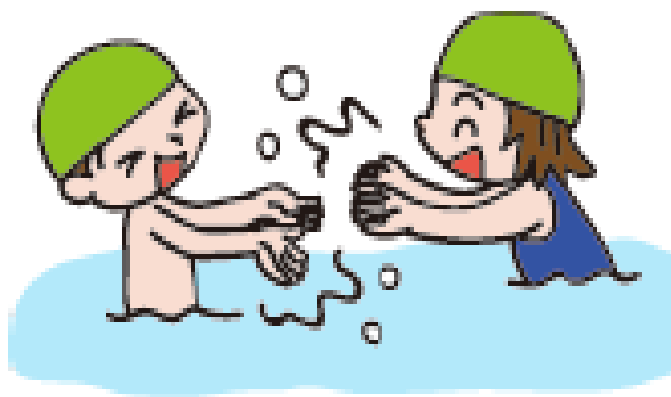
FAX 096-382-5962

E-mail:harada-k-df@pref.kumamoto.lg.jp

【別添】プールの安全管理に係る資料

プールの安全管理に係る事項

～日常の点検と監視等について～



熊本県教育委員会

【参考及び引用資料】

特定非営利活動法人 日本プール安全管理振興協会主催及び警察庁、文部科学省、国土交通省、全国警備業協会等後援：「プール設置管理者研修会」資料

はじめに

「プールの安全管理の留意点」

利用者への指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、**プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法**等について、監視員に対する事前の研修等が必要。

「プール内で起こる事故」とは？

溺れ、飛び込み時の衝突、排(環)水口吸い込み、プールサイド等での転倒、遊泳中の脳卒中・虚血性心疾患等

“事故は起こるものだと考え、危険予知能力や毎日のシミュレーショントレーニングを行いましょう！”

I 日常の点検及び監視

(1) 監視員等及び救護員

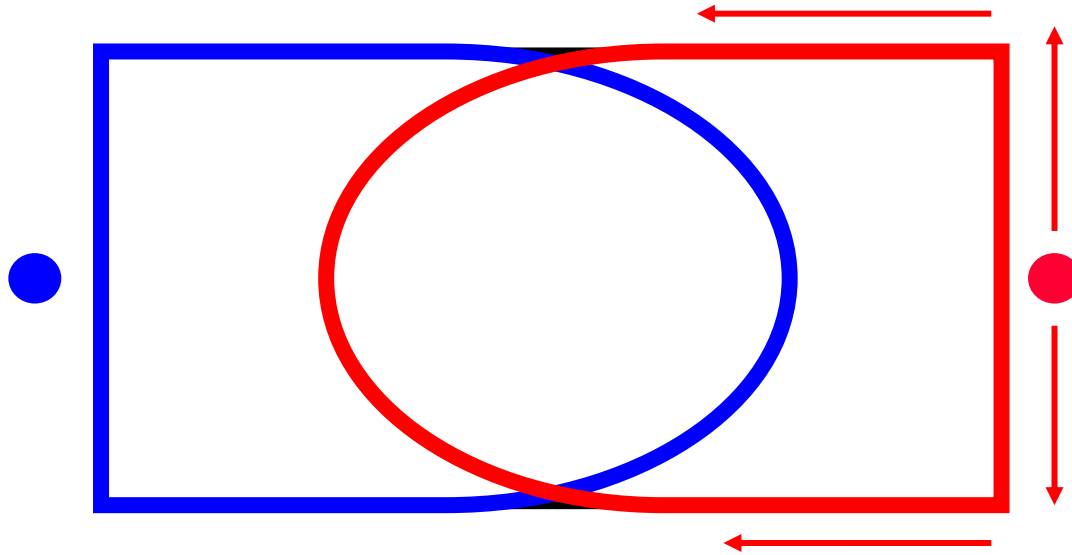
遊泳目的で利用するプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要。また、監視員の集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮することが望ましい。

“監視員及び救護員等の適切な配置方法は下記の条件により異なります。各プール施設独自のポジション・人数を割りださなくてはなりません。”

条件	検討すべき項目
◎プールの規模・大きさ・種類	◎死角を作らないゾーンの設定
◎監視員等の人数	◎月別・曜日別・時間別
◎監視員等の業務能力・経験	◎基本ポジションの割出し
◎利用者数（児童生徒数）	◎ハイリスクのチェック
◎利用者の学年	◎機能別の監視方法
◎利用者の利用目的	◎ローテーションとゾーンの関係
◎天候や周辺状況	◎事故リスクの抑制

(2) ZONE

監視員等一人一人が担当する監視区域を「ゾーン」と呼ぶ。これは監視員等にとって一定時間**あなたの責任で安全管理する区域**であり、プールの形状や監視員数によって変わる。



上記は、25mのプールの例。

- タワー（監視台）
- パトロール（巡回監視）

(3) 監視をするとき、何を視ればよいか？

プール内の利用者は泳いだり、遊んでいるなど、絶えず動き続けていることが多く、その動作のみから異常を判断するのは困難な場合が多い。

プール内で何かが起こった・異変だと判断するには経験が必要である。

特に動きのある者は、監視者の目に飛び込んできて咄嗟に判断することが可能であるが、プール内の壁にもたれかかっている等、動きがない者の異常に気付くことが遅くなることが多い。

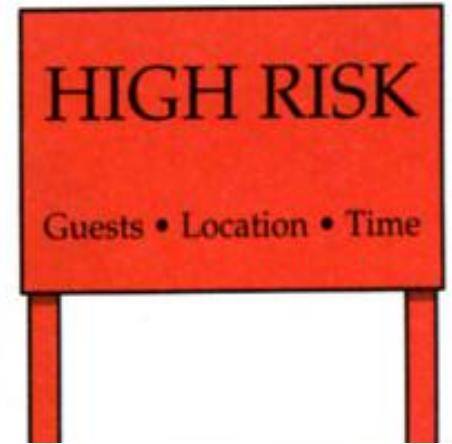
監視の際は、はプール全体をくまなく視ることは当たり前であるが、なおかつ**一人一人の表情**を見ることが大切である。

異常かどうか見極めるのに
重要なのは顔（目）を見ること！

(4) 監視のポイント

監視をする上で重要なことは、プールにおける高い危険性について理解しておくこと。

具体的には、利用者(人)に対する監視と周囲の状況の変化(場所)に関する監視の2つに分けられる。



① 人

② 周囲

③ 場所

④ 時間

(5) 監視の仕方：SCANNING

監視するとき、いくつかのパターンを用いて、プールを視る。この視ることを**スキヤニング**という。

1. スキャンする正確な監視区域を理解し、そして監視区域のすべてをカバーするスキャンパターンを作成すること。
2. プールは「立体」であることを決して忘れてはいけない。スキャンをする際にはプールの水面だけでなく水底や水中も行うこと。
3. 常に顔や目を動かすこと。

(5) 監視の仕方の方法 : SCANNING



(6) 指差し確認

監視において、安全確認は重要な作業の一つである。その安全確認の手段として監視員は、休憩時・交代の際等に指差し確認及び目視を行う。その目的としては、次の2点。

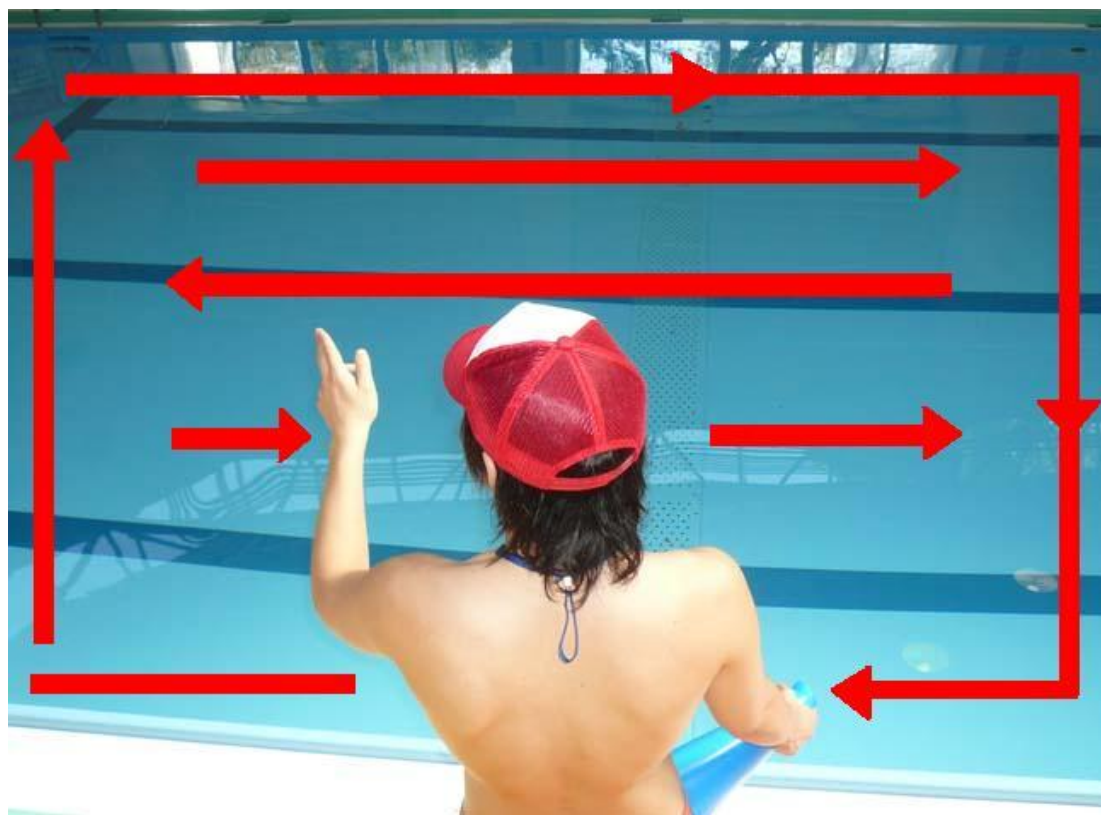
① 視点の確保

目だけで追うと見落としやどこまで確認したか分からなくなる。指と目で追うことにより、視点の位置付けができ、より確実に確認することができる。

② 意識の定着

指差しをすることにより、確認した場所を記憶に残りやすくする。

(6) 指差し確認の方法



(7) 監視をする前に確認すべきこと

① 利用者に対する監視とは？

- 1.動きの少ない遊泳者
- 2.不規則な水音や大声を出している者
- 3.水に潜っている者
- 4.ふざけ合っている者
- 5.1人での遊泳、浮き具を使用している者
- 6.小学校低学年の子ども（帽子の色等で識別できると確認しやすい）

② 周囲を監視するとは？

- 1.プール内・プールサイドの危険箇所
- 2.天候の変化・気温の変化など
- 3.危険な自然現象
- 4.汚物や危険物の発見
- 5.施設・設備の不備・破損箇所

③ 危険な場所とはどこか？

死角になりやすい場所

1. 出入り口付近
2. ラダー・スロープ付近
3. スタート台の下
4. 水深の変わる所
5. 環排水口付近
6. 監視台直下
7. フロアー下
8. **水面の光の乱反射によって
見えにくくなる場所や時間帯**
9. 混雑時での他の利用者の陰

④ 危険な時間帯とはいつか？

1. 12:00~14:00

昼食後の監視は意識が散漫になりやすい

2. 14:00~16:00

西日が当たり水面反射で監視しにくい
監視員の疲労がピークに達する

3. 混雑している時間帯

監視限界を超える可能性がある。

(人数が多ければ監視能力が低下する)

Ⅱ 安全管理（ソフト面）で確認する項目

☆監視員へのマニュアル（監視内容）は用意されているか！

→ プールの構造、監視員としての任務、心得、態度、監視体制について、監視の仕方、監視のポイント、交代の仕方、注意事項、応急手当等

☆監視員としての監視内容が遂行できるか！

→ 子どもへの指示・指導、救助、心肺蘇生法等

☆十分な数の監視員等が確保・配置がされているか！

→ 25mプール：2人以上

• 配置(ポジション)等も！

まとめ

「事故を起こさないために」

“事故を起こさないためには、何が重要なのでしょうか？”

施設面におけるハードの整備はもちろんのこと、ソフト面を管理し、監視員等を指導する安全管理について担当する人が重要になります。

プールの安全に関わる専門的な知識や技術だけではなく、そのプールに合った最善な監視体制（利用者数・環境・状況の変化に応じ、いかなる事態にも対応できる体制）をつくり、**決して事故を起こさないという気持ち**を忘れずに安全管理を行うことが大切です。